

大学運営・財務に関する方針

令和6年4月24日制定

四国大学及び四国大学短期大学部は、本学の建学の精神、教育理念、教育・研究目的の実現及び大学の将来を見据えた中・長期の計画等を具現化するため、以下のとおり大学運営・財務に関する方針を定める。

1. 大学運営

- (1) 学長のリーダーシップのもと、教学組織の統制と事務組織との協働を通じて、教育・研究の質向上と社会貢献活動を推進する施策を実施する。
- (2) 法人との協調のもと、大学と法人の権限と責任を明確化するとともに、その透明性を確保し、適切な連携・運営体制を構築する。

2. 財務

- (1) 教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期計画及び財政計画を策定し、必要な財政基盤を維持するための予算編成を行い、適切な執行に努める。
- (2) 財政健全化に関する基本方針に基づく財政健全化に努めるとともに、中・長期計画を実行し、計画の達成に向けた取組を推進することにより、財政的な持続可能性の確保と安定した財政運営を行う。